

改正

平成18年5月22日規則第154号

平成19年3月29日規則第7号

平成20年5月21日規則第26号

平成20年7月30日規則第32号

平成22年7月1日規則第18号

平成23年3月7日規則第6号

平成23年3月10日規則第10号

平成24年1月12日規則第1号

平成24年3月8日規則第4号

平成25年3月27日規則第8号

合志市ふるさと創生基金条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、合志市ふるさと創生基金条例（平成18年合志市条例第61号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(運用の範囲)

第2条 基金の運用は、次に掲げる事業に参加するものの経費の一部の補助に充てるものとする。

- (1) 地域活性化、教育、福祉又は産業の振興のため、市民が行う自主調査研究又は研修事業
- (2) スポーツ、文化、教育その他の大会に出場したもので、市長が適当と認める別表に掲げる事業
- (3) その他市長が必要と認める事業

(補助の対象)

第3条 前条の補助の対象は、市内に住所を有する者及びその者で構成された団体とする。ただし、市税等の滞納のある世帯の者、及び市から補助を受けている団体は除くものとする。

2 合志市部活動各種大会等出場補助金交付要綱（合志市教委告示第4号）第2条に規定する補助金の交付対象となるものは、本規則の補助対象から除くものとする。

(審議会)

第4条 市長は、第2条第1項第1号及び第3号の申請があった場合、当該補助金交付の可否及び

補助金の額について、合志市総合政策審議会（以下「審議会」という。）に諮問するものとする。

- 2 審議会への諮問は、審議会開催日に合わせるものとし、毎年度最後の審議会開催後、申請のあったものについては、翌年度の審議会に諮問することができるものとする。

（補助対象経費）

第5条 第2条第1項第1号及び第3号に定める補助事業の対象経費は、次に掲げる経費のうち自己負担に係るものとする。

- （1） 報償費 謝礼金、賞与及び賞金等
- （2） 旅費 交通費（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃等）及び宿泊料等
- （3） 需用費 消耗品費、燃料費、印刷製本費及び光熱水費等
- （4） 役務費 通信運搬費及び広告料等
- （5） 使用料及び賃借料 有料道路通行料、駐車料及び借上料等
- （6） 原材料費 物品を生産するための原料及び材料に要する経費等
- （7） その他市長が特に必要と認める経費

- 2 旅費は、原則として最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。
- 3 宿泊料は、原則として実費とし、1泊につき1人定額10,900円を上限とする。
- 4 第1項に該当する経費であっても、ふるさと創生を達成する趣旨に合わないものについては、補助の対象としないものとする。

（補助率等）

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、次に定めるところによる。

- （1） 第2条第1項第1号に該当する事業については、対象経費の2分の1以内の額とし、かつ、研修については、1人10万円以内の額とする。
- （2） 第2条第1項第2号に該当する事業については、別表に掲げる額とする。
- （3） 第2条第1項第3号に該当する事業については、対象経費の2分の1から10分の10以内の額とし、かつ、研修については、1人10万円以内の額とする。

（補助金交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号又は様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、高校生については、保護者が申請するものとする。

- （1） 第2条第1項第1号及び第3号の場合 事業計画書、研修等に係る経費の明細書及び参加

予定者名簿（参加予定者が複数の場合）

（２） 第２条第１項第２号の場合 大会等に参加したことが確認できる書類

（３） その他市長が必要と認める書類

２ 第２条第１項第１号及び第３号に該当する事業の申請者は、事業実施日までに申請しなければならない。

３ 第２条第１項第２号に該当する事業の申請者は、事業終了後、事業終了年度内に申請しなければならない。ただし、事業終了が３月にかかるものについては、事業終了後、１月以内に申請することができるものとする。

４ 第２条第１項第２号に該当する事業で、同一補助対象者への同一年度内の補助金交付回数は２回を上限とする。ただし、事業開催年度末の年齢が満２０歳以下の補助対象者及び海外で開催される事業はこの限りではない。

５ 第２条第１項第１号及び第３号に該当する事業で、過去に当該基金からの補助金を受けた事業（同じ目的の事業を含む。）について、同一申請者からの再度の申込みは、当該補助を受けた事業実施年度から５年間はできないものとする。

（研修報告書の提出）

第８条 申請者は、研修事業等を終了したときは、次の書類を添えた研修報告書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。ただし、第２条第１項第２号の事業は、除くものとする。

（１） 参加者名簿（参加者が複数の場合）

（２） 研修等成果報告書（様式第４号）

（３） 研修等に係る支出費用の明細書

（４） その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第９条 市長は、前条の研修報告書を受理した後、審議会の答申を受け補助金交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書（様式第５号）をもって申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第１０条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金交付の決定の取消し及び変更）

第１１条 市長は、補助金の交付を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、虚偽の申請又は不当な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたことが判明したときは、補助金の交付

決定を取り消し、又は変更することができるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消し、又は変更したときは、補助金交付決定取消し（変更）通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により、補助金交付決定を取り消し、又は変更した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（疑義の解決）

第13条 補助金の決定等に関する事務に疑義の生じたときは、審議会に諮り決定するものとする。

（事務の所管）

第14条 この基金の施行に関する事務は、政策部企画課において処理する。

（その他）

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年2月27日から施行する。

附 則（平成18年規則第154号）

この規則は、公布の日から施行し、平成18年5月8日から適用する。

附 則（平成19年規則第7号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第26号）

この規則は、平成20年5月21日から施行する。

附 則（平成20年規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年規則第18号）

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成23年3月7日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、平成23年2月8日から適用する。

附 則（平成23年3月10日規則第10号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年1月12日規則第1号）

この規則は、平成24年 1 月12日から施行する。

附 則（平成24年 3 月 8 日規則第 4 号）

この規則は、平成24年 3 月 8 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月27日規則第 8 号）

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

事業	開催地	補助対象者	補助金の額
熊本県以外の都道府県において開催されるスポーツ、文化、教育その他の大会に出場した者で、市長が適当と認めるもの	九州（沖縄県内を除く。）	個人	5 千円
	上記を除く 国内	個人	1 万円
	海外	個人	2 万円

＊ 補助対象者は、下記の条件に該当する者とする。

- ① 県又は地域の予選会に出場し、上位大会出場の権利を得た者とする。
- ② 高等学校・大学連盟、県レベル以上の協会の推薦を受けた者とする。

※同一補助対象者への同一年度内の補助金交付回数は 2 回を上限とする。ただし、事業開催年度末の年齢が満20歳以下の補助対象者及び海外で開催される事業はこの限りではない。